

令和 2 年 7 月 31 日
国 税 庁

「令和 2 年 7 月豪雨」に係る国税の
申告・納付等の期限の延長について

この度の令和 2 年 7 月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

国税庁では、下記の指定地域に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出及びその他の書類の提出並びに納付等の期限を延長（地域指定）することとし、本日（7 月 31 日）の官報に掲載したので、お知らせします。

1 対象となる納税者

別紙の指定地域に納税地のある方（法人を含む。）

2 延長される期限

令和 2 年 7 月 4 日以降に到来する国税の申告・納付等の期限について、自動的に延長されることとなります。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

3 指定地域外に納税地のある方の期限延長

指定地域外に納税地がある方であっても、今回の豪雨により被災された方については、所轄の税務署に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。この手続は、当初の期限を経過した後に申告・納付等と同時に行うことが可能です。そのため、状況が落ち着きましたら、最寄りの税務署へご相談いただくようお願いいたします。

都道府県名	指定地域
熊本県	ひとよしし 人吉市 くまぐんくまむら くまぐんやまえむら くまぐんさがらむら 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村 くまぐんにしきまち くまぐんあさぎりちょう くまぐんたらぎまち 球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町 くまぐんゆのまえまち くまぐんみずかみむら くまぐんいつきむら 球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村 やつしろしきかもとまち 八代市坂本町 あしきたぐんあしきたまち 葦北郡芦北町

(注) 対象地域については、今後の状況を踏まえて見直す可能性があります。